

## 県民の皆様へ

本日、島根県の対策本部会議を開催し、県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民の皆様へ「島根県の対応」に基づいて、お願いをさせていただきます。

主なものについて、お願いさせていただきます。

### 1. 都道府県をまたぐ移動

政府は、本日、対策本部会議を開催し、広島県、岡山県など13の県で、重点措置の適用を解除する予定です。

全国的に新規感染者数は、高止まりしている状況にあり、引き続き、県としては、全ての都道府県との不要不急の移動について、これまでと同様、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えていただくようお願いさせていただきます。

### 2. 飲食店等の利用

一方で、県内の感染状況を見ますと、大田市以西の県西部地域と、隠岐地域では、感染者数が低位の状況が続いていることから、飲食店等の利用に関する要請を、明日（3月5日）から、当面の間、次の内容といたします。

- (1) 県西部地域と隠岐地域の飲食店等の利用については、飲食の際の人数の上限をこれまでの4人以下から、8人以下とします。

なお、県東部地域（松江市・安来市、出雲市、雲南市・奥出雲町・飯南町）については、引き続き、4人以下での利用をお願いすることになります。

以上の内容については、今後の感染状況により、適宜、見直していきたいと考えています。

- (2) この人数制限については、自宅で食事をされている関係にある同居家族等で飲食店等を利用する場合は、適用しません。この扱いは、県内全ての地域とします。

- (3) 時間については変更せず、引き続き、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間以内としてください。

### 3. 無料検査の受診

この他、感染不安を感じる無症状の県民の方を対象とした無料検査については、これまで3月6日（日）までを期限としていましたが、3月31日（木）まで延長します。

4. この後、政府において決定される基本的対処方針の内容を確認した上で、新たな対応が必要な場合には、改めて県の対策本部会議を開催し、必要な見直しを行ってまいります。
5. 県としましては、引き続き、県民の皆様の命と生活、そして県内の事業者を守るため、国や他の都道府県、市町村、医療機関等と連携し、感染拡大防止と、医療提供体制の確保、そして傷んだ県内経済の回復や、ワクチンの追加接種の円滑な推進などに全力で取り組んでまいりますので、県民・事業者の皆様のご理解とご協力を、重ねてよろしく申し上げます。

令和4年3月4日

島根県知事 丸山達也